

広報かるまい お知らせ版 351号 ①

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335

「ポーセラーツ教室」参加者募集

ポーセラーツはシールのような転写紙を使い、好きな器に、好きな色や模様で絵付けを楽しむものです。今回は、ケーキ皿（約14cm）を1枚作ります。



■日時 10月16日(水)
13:30～15:30

■会場 中央公民館 1階ホール

■定員 先着10人

■講師 山下千香子氏（二戸市「graine…グレンヌ…」）

■参加料 1,500円（材料代）

■申込締切 10月8日(火) ※定員になり次第締め切ります。

■持ち物 はさみ、カッター（お持ちの方はアートナイフ）

※作品は、軽米町民文化祭に出展を予定しています。

※一旦講師が持ち帰り焼成するため、当日はお持ち帰りいただけません。

■申し込み・問い合わせ 教育委員会事務局・生涯学習担当
☎46-4744 FAX 46-3050

年金生活者支援給付金制度が開始

10月1日から、年金生活者支援給付金制度が始まります。

公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために年金に上乗せして支給されるもので、受け取りには日本年金機構から送付される「年金生活者支援給付金請求書」を提出する必要があります。



対象者ごとに、請求書の送付時期や請求方法が異なりますのでご注意ください。

①平成31年4月1日以前から老齢・障害・遺族基礎年金のいずれかを受給している方で、給付金の支給要件(*)を満たしていることが確認できた方

◆送付時期：令和元年9月上旬から順次

◆請求方法：必要事項を記入し切手を貼って郵便ポストへ投函
(*)支給要件は、受給中の年金により異なります。詳しくはお問い合わせください。

②平成31年4月2日以降に65歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方

◆送付時期：65歳の誕生月の3ヶ月前に送付される年金請求書に同封

◆請求方法：役場または年金事務所で、老齢基礎年金の請求手続きと同時に手続きする。

■問い合わせ 給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092

二戸年金事務所 ☎23-4111 町民生活課 ☎46-4734

全国地域安全運動を実施

軽米町防犯協会は「全国地域安全運動」を10月11日(金)から10月20日(日)の期間で実施します。

県内では、高齢者を中心とした特殊詐欺の被害者が増加しているほか、子どもに対する声かけ事案や住宅などへの窃盗事件が後を絶たない状態となっています。お互いが被害者とならないように注意しあい、安心して明るい地域をつくりましょう。



被害防止のために次のことに注意しましょう。

●自宅への侵入犯罪を防止するため、夜間や外出の際は「鍵かけ」を確認しましょう。また、車上荒らしや車の盗難を防止するため、駐車中の車にも「鍵かけ」を行いましょう。

●小中学生への「声かけ」から始まる犯罪が全国的に多発しています。子どもを犯罪から守るため、「地域ぐるみで防犯」に取り組みましょう。

●二戸管内でも、振り込め詐欺等の被害が発生しています。「心当たりのない請求には支払わない」など十分に注意しましょう。また、不審な電話や訪問があった際には、消費生活センターや警察に相談しましょう。

■問い合わせ 町民生活課・町民生活担当 ☎46-4734

佐賀県豪雨災害義援金を募集

8月27日からの大雨により、佐賀県において死傷者を伴う人的被害や多数の家屋の浸水被害等が発生しました。

軽米町社会福祉協議会では、義援金受入窓口を設置し、12月20日(金)まで受付します。また、下記の金融機関でも取り扱っています。

①共同募金会を通じて義援金を振り込む場合

○金融機関 ゆうちょ銀行

○口座番号 00950-9-237585

○口座名義 佐賀県共募 令和元年8月佐賀県豪雨災害義援金

②日本赤十字社を通じて義援金を振り込む場合

○金融機関 ゆうちょ銀行

○口座番号 00120-7-696975

○口座名義 日赤令和元年8月豪雨災害義援金

■問い合わせ

町社会福祉協議会（軽米町老人福祉センター内）☎46-2881

水道料金・下水道料金の消費税率が10月から10%に

令和元年10月1日より、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることとなりました。

これにより、水道料金・下水道料金につきましても新税率の10%で計算された金額にてご請求させていただきます。

令和元年11月分料金（10月使用分）より新税率の適用された料金を請求させていただきます。

■問い合わせ

軽米町水道事業所 ☎46-4742 FAX 46-2335

教育相談を実施

お子さんのことで、気になることがありましたらぜひご相談ください。教育相談員が面接や電話で相談をお受けします。



■日時 10月1日(火) 9:00~15:00

■会場 中央公民館

■相談員 工藤健三（前晴山小学校校長）

※事前の申込を基本としていますが、直接ご来場いただいても相談可能です。

■問い合わせ

教育委員会事務局・教育総務担当 ☎46-4743

二戸地区合同公売会

町では、財政基盤である町税徴収・納税の公平性の確保のため、収納率向上に向けた取り組みを進めています。その一環として差押財産の公売を二戸地区合同で行います。

■日時 10月9日(水)

■会場 二戸地区合同庁舎1階大会議室

■当日スケジュール

【動産入札（午前）】

・開場 8:30～ ・下見会 ～9:30 ・入札 9:30～

・落札発表 9:50～ ・再度入札 11:00～（予定）

【不動産入札（午後）】

・開場 13:00～ ・入札方法等の説明 13:10～

・公売保証金納付期限 ～13:30 ・不動産入札 13:30～

・落札発表 13:50～ ・落札者への説明 14:00～

■必要なもの

・公売保証金（現金）、買受代金（現金）

・印鑑

（個人で入札する場合は認印、法人で入札する場合は法人の代表者印、代理人が入札する場合は委任状と代理人の認印）

・身分を証明する書類（運転免許証、健康保険証など）

・（不動産）農地買受適格者証明書（農地に限ります）

※完納により公売が中止となる場合があります。

※詳しくは町ホームページをご覧ください。

■問い合わせ 税務会計課・収納会計担当 ☎46-4737

コンポスト等の購入に補助

町では、一般家庭から出されるごみの減量化のため、家庭用生ごみ処理機(コンポスト等)の購入者に対し、補助を行っています。

10月1日から、その補助額の上限がなくなります。

■補助金を申請できる機種と内容（年度内に一回）

○電動式生ごみ処理機 1世帯につき1基

助成額 本体購入価格(消費税、地方消費税を含む)の5分の4

○コンポスト容器等(容量150リットル以上のもの)1世帯につき2基まで

助成額 本体購入価格(消費税、地方消費税を含む)の5分の4

■補助金を受ける条件(以下の条件を全て満たしていること)

(1)軽米町に住所があり、現に居住する個人。

(2)町税に未納がないこと。

(3)家庭用生ごみ処理容器等を良好な状態で維持管理できること。

(4)町内の販売店から購入した家庭用生ごみ処理容器等であること。

■問い合わせ

町民生活課・町民生活担当 ☎46-4734

生ごみの出し方について

生ごみは、よく水を切って透明又は半透明な袋に入れて、分別して「生ごみ」として収集日の朝8時30分までに出して下さい。

生ごみを分別して出す場合は異物を入れないようお願いします。

生ごみの中に入れてはいけないものは「プラスチック類、ビニール類、貝がら、アルミ箔」などです。

皆さんが出した生ごみは、蛇口地区の施設で消滅型の処理を行っています。皆さんのご協力をお願いします。

町ではごみの減量化を推進しています。ごみは他人に迷惑をかけないように、ルールを守って出しましょう。

■問い合わせ

町民生活課・町民生活担当 ☎46-4734



離職者対象の「自分みがき」講座

簿記3級とワープロ・表計算3級を取得し再就職を目指します。

■実施会場 二戸地域職業訓練センター

■受講期間 11月29日(金)～令和2年2月28日(金)

■募集期間 10月21日(月)～11月18日(月)

■受講料 無料（テキスト代等は自己負担）

■受講申込 公共職業安定所へ受講申込書を提出

■問い合わせ 二戸高等技術専門学校

☎23-2227 詳細はこちらから→



広報かるまい **お知らせ版** 351号 ②毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布軽米町役場 総務課 編集
電話 46-2111 / FAX 46-2335**軽米町プレミアム付商品券（子育て世帯・非課税者向け）について**

軽米町は、対象となる方々向けに25%お得に買い物をする
ことができる「プレミアム付商品券」を販売します。

■購入対象者**①今年度住民税が非課税の方**（課税基準日：平成31年1月1日）

※住民税課税者の扶養になっている方や生活保護を受給されている方は
対象外。

※対象と見込まれる方にはお知らせ文書と申請書を送付しています。購入
を希望される方は、必要事項を記入のうえ、健康福祉課まで提出してくだ
さい。審査により承認された方に、後日「購入引換券」をお送りします。

②子育て世帯（3歳未満児）の世帯主の方

（平成28年4月2日～令和元年9月30日までに生まれた子がいる世帯主）

※9月中旬以降に対象者へ「購入引換券」を送付します。

■引換方法

購入引換券を窓口（役場健康福祉課、小軽米出張所、晴山出張

所）へ持参のうえ、現金で購入してください。

■商品券の種類

1組5,000円分（1,000円券×5枚）の商品券

→4,000円での販売 ※1人につき、最大2万円（5組分）まで

■販売期間 10月1日（火）～令和2年2月28日（金）まで

■使用可能期間 10月1日（火）～令和2年2月29日（土）まで

※商品券は全ての店舗で使用できるわけではありません。商品券購入時
に配布する使用可能店舗一覧表、または町ホームページをご確認ください。

※この商品券は、おつりはできません。

※債務の支払いには、使用できません。

※換金性の高いもの（プリペイドカード等）やたばこ等法律で商品券に
よる購入が禁じられている商品の支払い等には使用できません。

■問い合わせ

健康福祉課・福祉担当 ☎46-4736

